



**優良住宅部品認定基準及び付加認定基準**  
Certification Standards for Quality Housing Components

**ガス給湯機**  
Gas Water Heaters

BLS GH:2015②

2016年1月15日公表・施行

一般財団法人 **ニセーリビツカ**



# 目 次

## 優良住宅部品認定基準及び付加認定基準 ガス給湯機

- I. 総則
  - 1. 適用範囲
  - 2. 用語の定義
  - 3. 部品の構成
  - 4. 材料
  - 5. 施工の範
  - 6. 寸法
- II. 要求性能
  - 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
    - 1.1 機能の確保
    - 1.2 安全性の確保
      - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
      - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
      - 1.2.3 健康上の安全性の確保
      - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
    - 1.3 耐久性の確保
    - 1.4 環境に対する配慮
      - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
      - 1.4.2 ガス給湯機のライフサイクルの各段階における環境配慮
        - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
        - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
        - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
        - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
        - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
        - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
  - 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
    - 2.1 適切な品質管理の実施
    - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
      - 2.2.1 適切な品質保証の実施
      - 2.2.2 確実な供給体制の確保
      - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
        - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
        - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
      - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
        - 2.2.4.1 相談窓口の整備
        - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
        - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
    - 2.3 適切な施工の担保
      - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
      - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
  - 3 情報の提供に係る要求事項
    - 3.1 基本性能に関する情報提供
    - 3.2 使用に関する情報提供
    - 3.3 維持管理に関する情報提供
    - 3.4 施工に関する情報提供

Ⅲ. 付加認定基準

Ⅳ. 附 則

# 優良住宅部品認定基準及び付加認定基準 ガス給湯機

## I. 総則

### 1. 適用範囲

住宅において浴室、洗面所、台所、洗濯機置き場等の複数カ所へ給湯を行うことができる都市ガス又は液化石油ガスを燃料とした給湯機に適用する。また、住棟セントラル給湯方式のものも対象に含む。

なお、給排気方式において開放式及び半密閉式で自然排気式（CF式）のものは、認定の対象としない。

### 2. 用語の定義

- a) 都市ガス：ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づくガス用品の検定等に関する省令（昭和46年通商産業省令第27号）に掲げるガスグループのガスをいう。
- b) 液化石油ガス：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく法律施行規制（昭和43年通商産業省令第14号）に掲げる「液化石油ガスの規格」に適合するガスをいう。
- c) 熱交換方式
  - 1) 瞬間式：JIS S 2091:1994（家庭用燃焼機器用語）における瞬間湯沸器をいう。
  - 2) 貯湯式：JIS S 2091:1994における貯湯湯沸器の緩加熱形をいう。
- d) 追いだき機能：浴槽内の湯を再加熱する機能をいい、以下の方式がある。
  - 1) 循環加熱式：浴槽内の湯を浴槽と給湯機との間で循環させながら加熱する方式をいう。なお、この方式は、自然循環と強制循環とに分類される。
    - ①自然循環：浴槽内の湯を自然の循環作用を利用して加熱するものをいう。
    - ②強制循環：浴槽内の湯をポンプで強制的に循環させ加熱するものをいう。
  - 2) 高温水供給式：浴槽内に80℃以上の高温水を浴槽の給湯口より直接供給して加熱する方式をいう。なお、この方式はⅠ型とⅡ型とに分類される。
    - ①Ⅰ型：高温水温度が90℃以上のものをいう。
    - ②Ⅱ型：高温水温度が80℃以上90℃未満のものをいう。
- e) 種類
  - 1) 給湯専用給湯機：給湯専用の給湯機をいう。また、給湯専用の住棟セントラル給湯方式もこれに含む。
  - 2) 追いだき機能付給湯機：追いだき機能を装備した給湯機をいう。
- f) 出湯温度制御方式
  - 1) 手動能力切替式：手動でガス燃焼量（能力）を切替えることができる方式をいう。
  - 2) 自動湯温安定式：出湯量の変化に対して、設定出湯温度になるように自動的にガス燃焼量（能力）を調節する方式をいう。なお、この方式には、以下の方式がある。
    - ① 固定湯温式：60℃以上の固定された出湯温度が得られる方式をいう。

② 可変湯温式：湯温設定が可変になっており、設定した出湯温度が得られる方式をいう。

g) 自動機能

- 1) 自動湯張り機能：浴槽の注湯口から適温の湯を設定された水位又は湯量まで供給することを自動的に制御する機能をいう。
- 2) 自動沸き上げ機能：浴槽内の湯の温度を設定された温度まで自動的に沸き上げる機能をいう。
- 3) 自動保温機能：一定時間の間、浴槽内の湯温を設定された温度に自動的に保つ機能をいう。
- 4) 自動足し湯機能：一定時間内に浴槽内の湯が減った場合、設定された水位まで自動的に湯を補給する機能をいう。

h) 設置位置制限

- 1) 浴室内設置型：浴室内に設置が制限されるものをいう。
- 2) 設置フリー：浴槽から離れた位置でも追いき機能付給湯機が設置できるものをいう。なお、これには以下の分類がある。
  - ① 1階専用：浴槽のあふれ縁より上に設置が制限されるものをいう。
  - ② 2階対応：浴槽との位置関係にとらわれずに設置できるものをいう。

i) 給排気方式

- 1) F E式：JIS S 2091:1994における強制排気式のものをいう。なお、F Eは「Forced Exhaust」の略である。
- 2) F F式：JIS S 2091:1994における強制給排気式のものをいう。なお、F Fは「Forced Draught Balanced Flue」の略である。
- 3) R F式：JIS S 2091:1994における屋外設置用（パイプシャフト設置形も含む。）のものをいう。なお、R Fは「Roof Top Flue」の略である。

j) 住棟セントラル給湯方式：集合住宅において、屋上の機械室等に集中型の給湯専用の熱源機を設置し、ここで加熱された温水を住棟内に常時小流量を循環させながら、住棟の各住戸に給湯する方式をいう。

k) リモコン：機器の運転等を遠隔操作する装置の総称をいい、この装置には次の分類がある。

- 1) メインリモコン（台所リモコン）：浴室外に設置されるリモコンをいい、台所リモコンとも称する。
- 2) 浴室リモコン：浴室内に設置されるリモコンをいう。

l) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。

m) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。

n) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。

o) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

### 3. 部品の構成

a) 標準的な構成は表－1による。

構成部品名		構成の別 注)		備考
		給湯専用給湯機	追いだき機能付給湯機	
機器本体	ケシク、熱交換器、バルブ、機器内の配線、配管等	●	●	
給排気部品	給・排気筒、給・排気筒トップ	●	●	FF式のみ該当し、その他においては、セットフリー部品扱いとする。また、RF式で排気延長しないものは除く。
配線	建物側電源までの標準配線	○	○	
	リモコンまでの標準配線	○	○	屋内設置型及び屋外設置型の固定湯温式の機器で、操作部が機器本体に組み込まれているもの及びコードレスリモコンの場合は除く。
	アース線	△	△	
	熱源機からポンプユニットまでの標準配線	○	○	住棟セントラル給湯方式のみ該当する。
操作部	メインリモコン（台所リモコン）	○	○	屋内設置型及び屋外設置型の固定湯温式の機器で、操作部が機器本体に組み込まれているものは除く。なお、浴室リモコンが台所リモコンを兼ねてもよい。
	浴室リモコン	—	○	
機器設置用必要部品	機器本体の標準取付部品	●	●	吊下設置型にあつては、専用吊下金具を含む。なお、外壁貫通設置形の場合は除く。
	耐震用支持金物	●	●	建物の3階以上の階に重量100kg以上の機器を設置する場合のみ該当。
端末機器	循環アダプター・風呂アダプター（追いだき用配管と浴槽との取合い部品）	—	●	
配管	建物側配管への接続配管（給水・給湯・ガス配管）	△	△	
	追いだき用配管	—	○	
ポンプユニット		●	—	住棟セントラル給湯方式のみ該当。

注) 構成の別

●：(必須構成部品)住宅部品として基本性能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

○：(セットフリー部品)必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

△：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

### 4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当するJIS等の規格名称を明

確化し、又は、JIS等と同等の性能を有していることを証明すること。

## 5. 施工の範囲

構成部品の施工は、原則として次による

- 1) 機器本体・給排気部品・操作部品・端末機器の取付
- 2) 機器本体から建物側電源まで及びリモコンまでの標準配線の取付
- 3) 給水・給湯・ガス配管の機器本体への取付
- 4) 給排気管の機器本体への取付並びに給排気トップへの接続
- 5) 追いだき用配管の機器本体への取付並びに循環アダプター又は風呂アダプターへの接続
- 6) 住棟セントラル給湯方式のポンプユニット・貯湯槽の据え付け及び機器本体から貯湯槽・ポンプユニットまでの標準配線並びに給水・給湯配管の取付
- 7) ドレン管とドレンホルダーの接続

## 6. 寸法

構成部品は、設置場所の建物や配管との取合いについて配慮されたものであること。

## II. 要求事項

### 1. 住宅部品の性能等に係る要求事項

一般財団法人日本ガス機器検査協会のJIA C 002-10（ガス温水機器検査規程）、JIA J 001-11（FPS-1）、JIA B 005-11a（半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器適合性検査規程）によるほか、以下による。

#### 1.1 機能の確保

##### a) 機器特性

##### 1) 給湯・追いだき機能の能力

給湯・追いだき機能の能力は、表－2による。

表－2 給湯・追いだき機能の能力

種 類		熱交換方式	給湯・追いだき機能の能力（出力）	
給湯専用給湯機		瞬間式	最大：20.9kW {18,000kcal/h}（給湯能力12号）以上 最小：5.2kW {4,500kcal/h}（給湯能力3号）以下	
		貯湯式	5℃の水温を40K上昇させた湯を20分以内に180L出湯し、その後シャワーが使用できること。	
追 い だ き 機 能 付 給 湯 機	給湯機能部	瞬間式	最大：15.7kW {13,500kcal/h}（給湯能力9号）以上 最小：5.2kW {4,500kcal/h}（給湯能力3号）以下	
	追いだき 機能部	直接循環加熱式	自然 循環	浴槽の湯温30℃のとき、5.8kW {5,000kcal/h} 以上
			強制 循環	
			高温水供給式	I 型
II 型				



注1) 追いだき機能付給湯機は、原則として給湯機能と追いだき機能が同時に使用できること。ただし、同時に使用できないものにあつては給湯優先とする。

注2) ガス種が13Aの時の能力(出力)とする。

注3) 浴室内設置型及び外壁貫通設置形の給湯能力においては10.5kw (9,000kcal/h) 以上とする。

## 2) 熱効率

### ① 機器効率

機器の熱効率は、次のいずれかによること。

#### ・ 定格効率 (最大給湯能力時)

JIA C 002-10の3.15.1(1)「熱効率試験」を行い、瞬間式78%以上(住棟集中給湯方式にあつては80%以上)、貯湯式にあつては70%以上(連続通水方式により試験する場合は78%以上)であること。

#### ・ モード熱効率

JIS S 2075(家庭用ガス・石油温水機器のモード効率測定法)のモード効率試験を行い、モード熱効率が、給湯専用給湯機については73.4%以上、追いだき機能付給湯機については71.6%であること。

### ② 給湯機能部 (最小給湯能力時)

最小給湯能力時の給湯機能部における熱効率は、著しく低くないこと。また、住棟セントラル給湯方式の熱源機の熱効率にあつては、1/9出力時に75%以上であること。

### ③ 追いだき機能部

追いだき機能部の熱効率は、JIA C 002-10の3.16.1「ふろ部の熱効率試験」を行い、自然循環にあつては70%以上、強制循環、間接循環加熱式及び高温水供給式にあつては72%以上であること。

## 3) 能力変化性能[自動湯温安定式以外の瞬間式]

能力変化性能は、3段以上(出力17.4kW {15,000kcal/h} 以下のものは2段以上)を有すること。

## 4) ガス消費量

給湯機能部の最小の表示能力で運転する際のガス消費量は、表示ガス消費量との差が著しく大きくないこと。

## 5) 追いだき機能部の全ガス消費量

追いだき機能部におけるガス消費量は、との差が著しく大きくないこと。

## 6) 出湯湯温の安定性[瞬間式(自動湯温安定式)]

出湯湯温は、出湯量の変化に対して設定した温度への収束時間が短いこと。また、可変湯温式のものにあつては、出湯量の変化中に最高温度が60℃を超えないこと。

## 7) 最大給湯能力時の出湯能力[瞬間式]

最大給湯能力時の出湯量は、カタログ等に表示された出湯量の95%以上であること。ただし、最大給湯能力時の出湯量をカタログ等に表示しない場合はこの限りではない。

## 8) 最小給湯能力時の出湯能力

最小給湯能力時の出湯量は、カタログ等に表示された出湯量の95%以上であること。ただし、最小給湯能力時の出湯量をカタログ等に表示しない場合はこの限りではない。

## 9) 給湯機能の出湯温度

給湯機能の出湯温度は、次の出湯温度制御方式に応じ、それぞれ次の基準に適合する

こと。

- ① 手動能力切替式にあつては、水温+55K以上の出湯温度が得られること。
- ② 自動湯温安定式の固定湯温式にあつては、固定温度（60℃以上）±5Kの出湯温度が得られること。
- ③ 自動湯温安定式の可変湯温式にあつては、 $40 \pm 3$ ℃及び $60 \pm 3$ ℃の出湯温度が得られること。

10) 高温水供給式における追いだき機能の出湯温度

高温水供給式における追いだき機能の出湯温度は、追いだき機能の操作をしたとき、それぞれ次の基準に適合すること。

- ① 高温水供給式Ⅰ型の場合は、90℃以上の出湯温度が得られること。
- ② 高温水供給式Ⅱ型の場合は、80℃以上90℃未満の出湯温度が得られること。

11) 貯湯式の沸き上がり時間

貯湯式の沸き上がり時間は、最高温度にセットしたとき、著しく遅延しないこと。

12) 貯湯式の放熱特性（住棟セントラル給湯方式で貯湯タンクを組み込む場合を含む）

貯湯式の放熱量は、著しく大きくないこと

13) 最低作動水圧（作動水量）

最低作動水圧（作動水量）は、ガス設定二次圧の95%以上に達した時、著しく高くないこと。

14) 騒音

機器本体は、運転時に著しい騒音を発生しないこと。また、低騒音型については、屋内設置にあつては40dB(A)以下、屋外設置にあつては45dB(A)以下であること。

b) 自動機能

1) 湯張り水位

追いだき機能付給湯機の自動湯張り運転による湯張り水位は、繰り返し作動させた時の水位差が小さいこと。

2) 沸き上げ温度

追いだき機能付給湯機の自動沸き上げ運転による沸き上げ温度は、繰り返し作動させた時の温度差が小さいこと。

3) 足し湯作動時の水位

追いだき機能付給湯機の自動足し湯運転による湯張り水位は、自動湯張り時との水位差が小さいこと。

4) 保温作動時の湯温

追いだき機能付給湯機の自動保温機能作動時の湯温は、自動湯張り時及び自動沸き上げ時の温度差が小さいこと。

c) 住棟セントラル給湯方式の給湯負荷変動への対応

住棟セントラル給湯方式のものにあつては、想定される給湯負荷変動へ十分対応できること。

d) 太陽熱温水器に接続される補助加熱機器の制御

太陽熱温水器の補助加熱機器のものにあつては、太陽熱温水器からの湯温に対応した制御ができること。

## 1.2 安全性の確保

### 1.2.1 (機械的な抵抗力及び安定性の確保)

### 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

#### a) 操作性

1) 住戸セントラル方式の操作部は、操作方法が容易で、高齢者、子供等を含めて誤操作による危険が生じないように工夫されたものであること。なお、メインリモコン(台所リモコン)には、浴室リモコンの湯温選択の優先機能を解除する目的のスイッチ等を設けてはならない。

また、音で報知する機能を有するものは、適切な音であること。

2) 住棟セントラル給湯方式のものにあつては、次の事項に配慮された機能を有すること。

- ① 自動運転制御により安全に運転ができ、使用者は操作不要であること。
- ② 保守管理及び日常の点検が容易であること。
- ③ 運転に特別な資格を要しないこと。

#### b) 形状、加工上の安全

人体が接触する各部分は、バリ、めくれ、鋭利な突起物がないこと。

#### c) 共用部分に設置される給湯機の保安性

共用部分に設置される給湯機は、操作部等に容易にいたずらされないような工夫がなされていること。

#### d) 高温水供給式の火傷防止対策

1) 温水停止後の浴槽内湯温確認

温水供給式にあつては、火傷防止対策が施されていること。

2) 浴室リモコンの追いだき機能操作部には、「誤操作防止を考慮した機構」を有すること。

3) 浴室リモコンには、追いだき機能作動時の「火傷防止のための表示等」の機能を有すること。

#### e) 立消え安全装置

立消え安全装置の開弁時間及び閉弁時間は適切であること。

#### f) 湯温ハイリミット[貯湯式]

貯湯式の湯温ハイリミットは、サーモスタットの機能を止めて安全装置が作動した状態の時、蒸気が噴き出さないこと。

#### g) 残火安全装置[瞬間式]

残火安全装置は、通水を検知するセンサーを強制的に通水している状態とし、点着火させ熱交換器が十分冷却した後、熱交換器からの水漏れ、給湯機の機能に影響を及ぼす著しい変形・破損がなく再使用が可能なこと。

#### h) 凍結防止装置

凍結により各部に漏れ・変形がなく、かつ使用上支障がないこと。

#### i) 交流電源を使用する機器の電氣的安全性の確保

交流電源を使用する機器は、誤動作やその他の異常発生防止対策、近接したテレビやラジオ等への雑音発生防止対策等を施すことにより、静電気、筐体設置放電、衝撃電流耐性、放射電磁界に関して異常がないこと。

j) 水通路部の耐圧

機器本体で追いだきを行う水通路部は、十分な耐圧強度を有すること。

### 1.2.3 健康上の安全性の確保

a) 出湯水の水質

水道直結式のもの及び飲用を目的とするものの水質は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）の基準を満たすこと。

### (1.2.4 火災に対する安全性の確保)

## 1.3 耐久性の確保

a) ガス用電磁弁の繰返し強度

ガス用電磁弁は、長期使用に耐えうる繰返し強度を有すること。

b) 定量（定水位）止水感知機構部の耐久性

自動湯張り、自動沸き上げ自動足し湯等、自動で水位を設定する検知器は、耐久性を有すること。

c) 高温水遮断機能部の耐久性[スプリング式高温水遮断機能部を有する場合]

1) 耐水圧

遮断時水圧時に各部の漏れ（キャップねじ部及び弁部からの漏れは除く。）や変形がないこと。

2) 繰返し強度

高温水遮断機能部は、遮断動作の繰返しに耐え、かつ各部に漏れ（キャップねじ部及び弁部からの漏れは除く。）や変形がないこと。

## 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

### 1.4.1 製造場の活動における環境配慮

製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

### 1.4.2 ガス給湯機のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

#### 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新

できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

## 2. 供給者の供給体制等に係る要求事項

### 2.1 適切な品質管理の実施

IS9001、JIS Q 9001又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

### 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

#### 2.2.1 適切な品質保証の実施

##### a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

##### b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、次の部品を構成する部分又は機能に応じ、一定の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

- 1) 熱交換器の部分又は機能に係る瑕疵 3年
- 2) 1)以外の部分又は機能に係る瑕疵 2年

<免責事項>

- 1 住宅用途以外で使用した場合の不具合
- 2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- 3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
- 4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
- 5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
- 6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
- 7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
- 8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合
- 9 消耗部品の消耗に起因する不具合
- 10 ガス・電気・給水の供給トラブル等に起因する不具合
- 11 指定規格以外のガス・電気等を使用したことに起因する不具合
- 12 熱量変更に伴う調節等
- 13 給水・給湯配管の錆び等異物流入に起因する不具合
- 14 温泉水、井戸水などであって水道法に定められた飲料水の水質基準に適合しない水を給水したことに起因する不具合

## 2.2.2 確実な供給体制の確保

- a) 製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

## 2.2.3 適切な維持管理への配慮

### 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

### 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。

## 2.2.4 確実な維持管理体制の整備

### 2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

### 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されるとともに、その内容を明確にしていること。

### 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

## 2.3 適切な施工の担保

### 2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

### 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

施工方法・納まりが適切に定められているとともに、施工上の禁止事項、注意事項、留意事項が定められていること。

## 3. 情報の提供に係る要求事項

### 3.1 基本性能に関する情報提供

機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報等が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書及びホームページにより、提供されること。

### 3.2 使用に関する情報提供

使用についての情報をわかりやすく記載した取扱説明書、及び保証書が所有者に提供されること。

### 3.3 維持管理に関する情報提供

維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書及びホームページにより、維持管理者等に提供されること。

### 3.4 施工に関する情報提供

施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

- a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。
- b) 品質保証に関する事項を記載した施工説明書等が、施工者に提供されること。

### Ⅲ. 付加認定基準 (ガス給湯機(潜熱回収型) ) (環境の保全に寄与する特長)

1. 認定基準(評価基準)のⅠ. 総則 3. 部品の構成は、次のとおり読み替えて適用する。

構成部品は表-1による。

表-1構成部品

構成部品名		構成の別注)		備考
		給湯専用給湯機	追いだき機能付給湯機	
機器本体	ケーシング、熱交換器、バーナ、機器内の配線、配管等	●	●	
給排気部品	給・排気筒、給・排気筒トップ	●	●	FF式のみ該当し、その他においては、セットフリー部品扱いとする。また、RF式で排気延長しないものは除く。
配線	建物側電源までの標準配線	○	○	
	リモコンまでの標準配線	○	○	屋内設置型及び屋外設置型の固定湯温式の機器で、操作部が機器本体に組み込まれているもの及びコードレスリモコンの場合は除く。
	アース線	△	△	
	熱源機からポンプユニットまでの標準配線	○	○	住棟セントラル給湯方式のみ該当する。
操作部	メインリモコン(台所リモコン)	○	○	屋内設置型及び屋外設置型の固定湯温式の機器で、操作部が機器本体に組み込まれているものは除く。なお、浴室リモコンが台所リモコンを兼ねてもよい。
	浴室リモコン	—	○	
機器設置用必要部品	機器本体の標準取付部品	●	●	吊下設置型にあつては、専用吊下金具を含む。なお、浴室内据置型、外壁貫通設置形の場合は除く。
	耐震用支持金物	●	●	建物の3階以上の階に重量100kg以上の機器を設置する場合のみ該当。
端末機器	循環アダプター・風呂アダプター(追いだき用配管と浴槽との取合い部品)	—	●	
配管	建物側配管への接続配管(給水・給湯・ガス配管)	△	△	
	追いだき用配管	—	○	
	ドレン管	△	△	
	ドレン管支持金物	△	△	
ポンプユニット		●	—	住棟セントラル給湯方式のみ該当。

注) 構成の別

●: (必須構成部品)住宅部品として基本性能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

○: (セットフリー部品)必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

△: (選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなく



てもよい部品及び部材を示す。

2. 認定基準Ⅱ. 要求事項の1. 住宅部品の性能等に係る要求事項、1.1 機能の確保、2) 熱効率、① 機器効率は、次のとおり読み替えて適用する。

① 機器効率

機器の熱効率は、次のいずれかによること。

- ・ 定格効率（最大給湯能力時）

定格効率は90%以上であること。

- ・ モード熱効率

モード熱効率は、給湯専用給湯機については85.4%以上、追いだき機能付給湯機については83.6%であること。

3. 認定基準Ⅱ. 要求事項の1. 住宅部品の性能等に係る要求事項、1.4 環境に対する配慮のうち1.4.1製造場の活動における環境配慮及び1.4.2.4使用時における環境配慮は、必須要求事項とする。

## IV. 附 則

1. この認定基準（ガス給湯機 BLS GH:2015②）は、2016年1月15日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（ガス給湯器 BLS GH:2015）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。



# 優良住宅部品認定基準（ガス給湯機） 解 説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（ガス給湯機）」の改正内容等を補足的に説明するものである。

## I 今回の改正内容

潜熱回収型ガス給湯機用ドレン排水ガイドの基準制定に伴い、構成部品にドレン管、ドレン支持金物を追加した。また施工範囲、施工方法・納まり等の確保に関する要求事項を追記した。

## II 基準改正の履歴

### 【2015年8月31日公表・施行】

免責事項の表現の統一【II.2.2.1】

### 【2013年3月15日施行】

「モード効率試験」の追加

### 【2012年3月30日施行】

B F 式シャワー付ふろがまの「密閉式ふろがま」への移行に伴う当該機種に係る記述の削除

### 【2010年9月10日施行】

1. 浴室設置型の配管接続径の変更
2. 「適切な施工の担保」及び情報提供の変更

### 【2008年10月1日一部追記】

全品目の基準を対象に、既認定部品が基準改正後も認定が維持されている間（認定の有効期間内）は旧基準により認定されていることを明確にするため、附則においてその旨の文を追記した。

### 【2006年10月16日施行】

- a) 強制排気方式（F E 式）の不完全燃焼防止機能に係る基準の追加
- b) 「1.4.2.4使用時における環境配慮」の項目の追加
- c) 「III. 付加認定基準」の修正

### 【2006年7月25日施行】

浴室リモコンでの給湯温度優先設定時に台所リモコンで優先解除が行えるスイッチ等の禁止

### 【2005年12月28日施行】

- a) 認定基準の性能規定化と充実

- ①環境に対する配慮の項目（選択）の追加【Ⅱ. 1. 4】
- ②供給者の供給体制等に係る要求事項及び情報の提供に係る要求事項の充実
  - i) 維持管理体制の充実【Ⅱ. 2】
  - ii) 消費者等への情報提供【Ⅱ. 3】
- b) 標準的評価方法基準の制定
- c) 瞬間貯湯式給湯機、BF壁掛型、流し台併設型及び間接循環加熱式浴槽追いだきを認定対象から除外
- d) 付加認定基準の制定に伴い、選択基準から高効率型を削除

**【2005年9月9日公表・12月1日施行】**

施工方法の明確化等の変更【Ⅱ 9. (4) 12. (1) (2) (3) 】

**【2004年4月1日施行】**

給水装置の構造及び材質の基準に関する厚生労働省令の一部改正に伴う変更【Ⅱ 7(4)1)】

**【2004年2月24日施行】**

付加認定基準（BL-bs）の制定

**【2003年6月2日施行】**

選択推奨基準における「高効率型」の追加

**【2003年4月1日公表・2003年4月1日施行】**

給水装置の構造及び材質の基準に関する厚生労働省令の一部改正に伴う変更

**【2002年3月28日公表・2002年6月28日施行】**

- a) 高温水供給式の火傷防止対策【Ⅱ 7. (3) 3)】
- b) 高温水遮断機能部の耐久性【Ⅱ 7. (6) 6)】
- c) 火傷防止に対する警告表示【Ⅱ 10. (3)】

**【2000年10月31日公表・施行】**

優良住宅部品の保証制度の拡充に伴う変更【Ⅱ 12. (1), (2)】

**【2000年3月31日公表・施行】**

- a) 機器本体並びに給排気部の寸法等の規定の変更【Ⅱ 6. (1)】

- b) 配管接続口径・接続位置の規定の変更【Ⅱ 6. (2)】
- c) 追いだき機能の種類のカatalog等への表記に関する規定の変更【Ⅱ 10. (2)】

**【1999年4月1日公表・施行】**

- a) 品目名の変更【「Ⅰ 品目」】
- b) 新たに基準を設けたもの
  - 1) 断水安全装置並びに熱交換部損傷安全装置の性能試験の追加【Ⅱ 7. (3) 6) g並びにh】
  - 2) 瞬間式における熱湯飛散の性能試験の追加【Ⅱ 7. (3) 9) a. ①】
  - 3) 耐食性の性能確認の部位を追加【Ⅱ 7. (6) 1) a.】
  - 4) 電磁弁等の耐久性能試験（反復使用）を追加【Ⅱ 7. (6) 3)】
- c) 性能試験方法や性能レベルを変更したもの
  - 1) 加熱速度の性能レベルを変更【Ⅱ 7. (1) 1) 1.】
  - 2) 自動湯張り・自動足し湯機能の性能レベルを変更【Ⅱ 7. (1) 3) a. 及びc.】
  - 3) 水質の性能試験方法の変更【Ⅱ 7. (4)】